外国人のための
暮らしのガイドブック
（やさしい日本語版）

野洲市

市役所本館　案内図

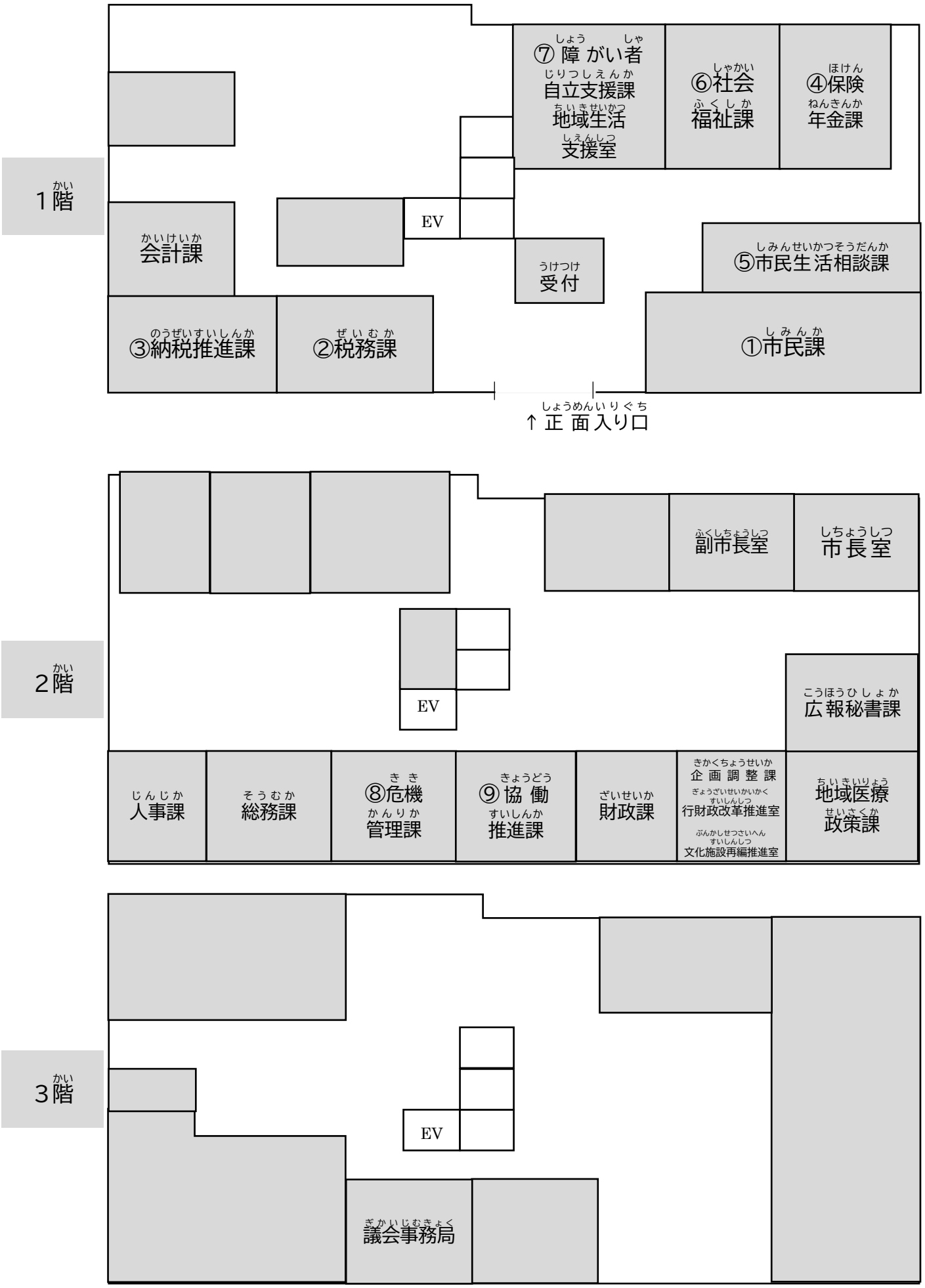
1階
⑦障がい者自立支援課
地域生活支援室
⑥社会福祉課
④保険年金課
EV
会計課
受付
⑤市民生活相談課
③納税推進課
②税務課
①市民課
↑正面入り口
2階
副市長室
市長室
EV
広報秘書課
人事課
総務課
⑧危機管理課
⑨協働推進課
財政課
企画調整課
行財政改革推進室
文化施設再編推進室
地域医療政策課
3階
EV
議会事務局

市役所別館　案内図

1階

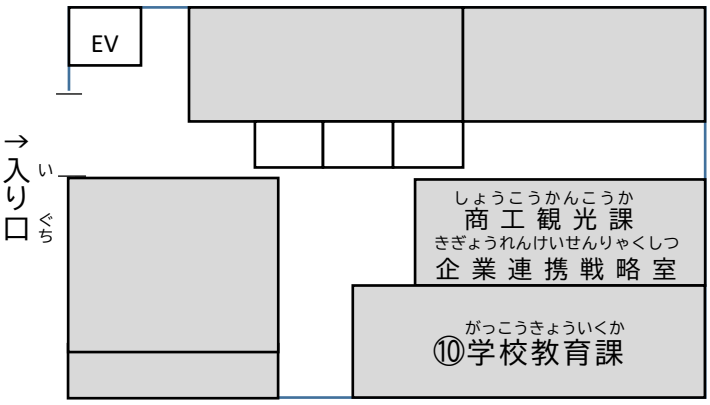

2階

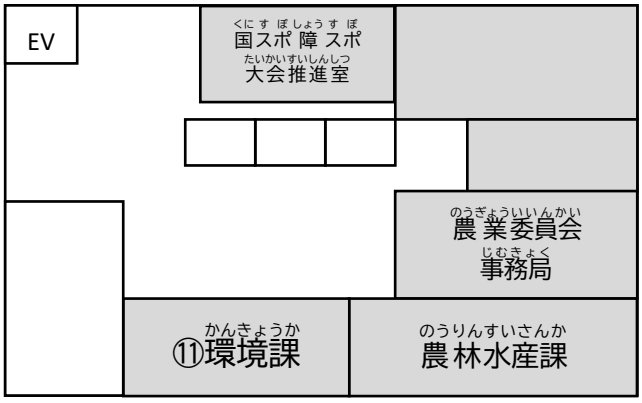

市役所西別館　案内図

1階

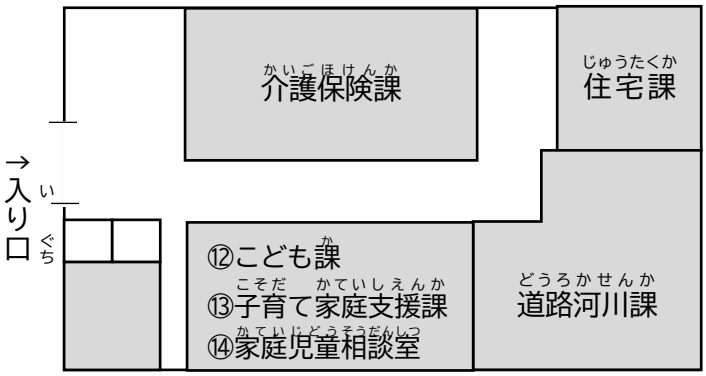

2階

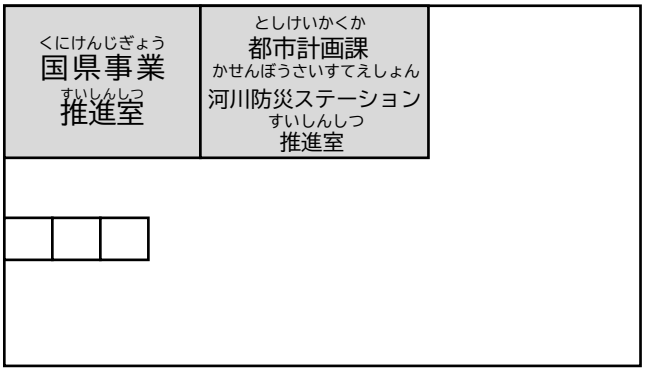

北部合同庁舎　案内図

1階

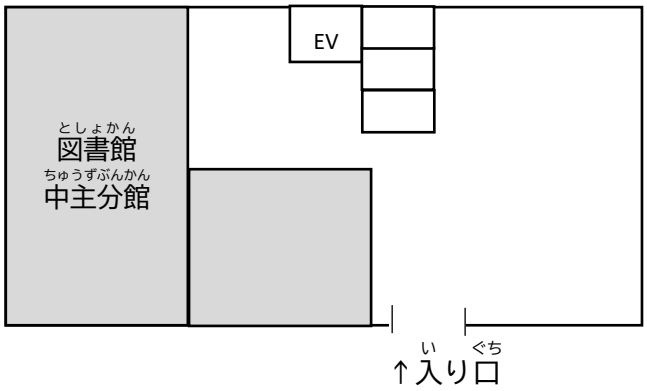

2階

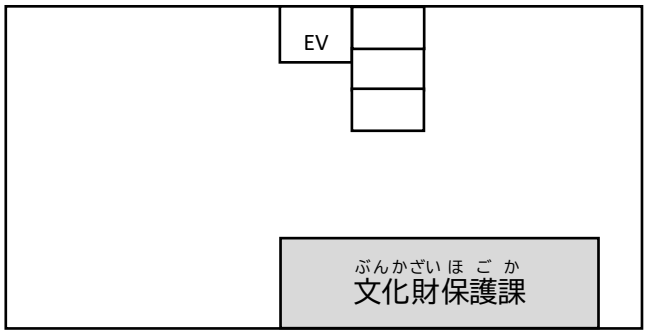

中主防災コミセン　案内図

1階

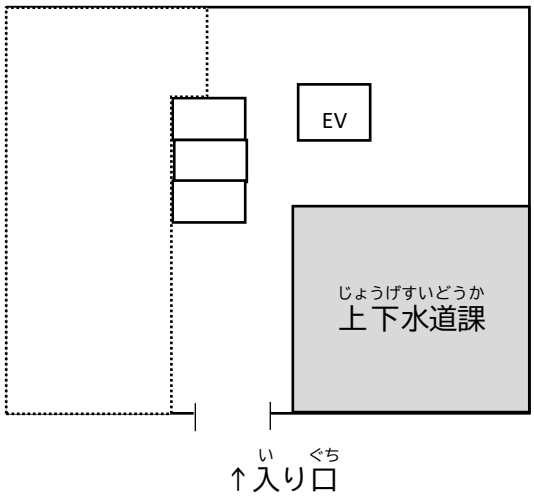

1．市役所に行くときに、持っていくもの

市役所では、自分の名前と住所を証明する顔写真付きのもの（在留カードとパスポート）が必要になることが多いです。忘れずに持ってきてください。印鑑（ハンコ）が必要な場合もあります。

印鑑と、自分の名前と住所を証明する顔写真付きのものと、これから書いてある「必要なもの」を持ってきてください。

2．住む場所が変わるとき・変わったときにすること

◆日本に初めて住むとき

初めて日本に来て、在留カードを受け取ったら、パスポートを持って、市役所で住所の登録をしてください。

在留カードをなくしたら、出入国管理局に行ってください。

◆野洲市に引っ越しをしたとき・野洲市から引っ越すとき

届出の種類	だれの登録？	いつ登録すればいい？	手続きができる人	必要なもの	どこに行けば良い？
転入届	日本に初めて来て、野洲市に住む人。	野洲市に来てから14日以内。	・引っ越しをした本人 ・同じ家に住む家族の人	・在留カード ・世帯主との関係を証明する書類 ・パスポート	①市民課 TEL:077-587-6086
	日本の他のまちから、野洲市に引っ越しをした人。	野洲市に来てから14日以内。	・引っ越しをした本人 ・同じ家に住む家族の人	・在留カード ・世帯主との関係を証明する書類 ・マイナンバーカード（※） ・今まで住んでいたところの市役所・役場でもらう「転出証明書」（マイナンバーカードを持ってきたら、転出証明書はいりません）	
転居届	野洲市の中で、引っ越しをした人。	引っ越しをしてから14日以内。	・引っ越しをした本人 ・同じ家に住む家族の人	・在留カード ・世帯主との関係を証明する書類 ・マイナンバーカード（※）	
転出届	野洲市から、日本の他のまちや外国（日本以外）に引っ越しをする人。	引っ越しをする14日前から、引っ越しをして14日後まで。	・引っ越しをする本人 ・同じ家に住む家族の人	・パスポート ・マイナンバーカード（※）	

（※）マイナンバーカードは持っている人だけ持ってきてください。

☆マイナンバーについて

マイナンバー（個人番号）は、日本に住所を登録したときにもらいます。

手続きをしたら、1か月から2か月あとに、あなたのマイナンバーを知らせる個人番号通知書が届きます。とても大事な通知ですので、大切にしてください。

顔写真がついたマイナンバーカードが必要な人は、市民課で聞いてください。

※マイナンバーをお知らせした通知やマイナンバーカードをなくしてしまった人は、警察と市民課に連絡してください。

3．家族が変わったときにすること

届出の種類	どんな時に届出する？	いつ登録すればいい？	手続きができる場所	必要なもの	どこに行けば良い？
婚姻届・離婚届	結婚・離婚したい	結婚･離婚する日。	・2人のどちらかが住んでいるまちの市役所	国籍によって違います。 あなたの国の大使館（または領事館）に事前に何が必要なのか聞いてください。	①市民課 TEL:077-587-6086
出生届	子どもが生まれた	生まれた日から 14 日以内。	・住んでいるところの市役所 ・子どもが生まれたところの市役所	・病院からもらう出生証明書 ・母子健康手帳	
死亡届	家族が死んだ	死んだことを知ってから7日以内。	・死んだ人が住んでいたところの市役所 ・届出をする人が住んでいるところの市役所	・病院からもらう死亡診断書	

4　証明書がほしいとき

市役所では、いろいろなときに必要な、証明書をもらえます。
証明書をもらうのは、お金がかかります。

◆住所や家族に関する証明書

証明書の種類	何が書いてある？	申請できる人	必要なもの	必要なお金	どこに行けば良い？
住民票の写し ※在留資格の変更・更新などに使います。	名前・生年月日・住所・国籍・在留資格など。	・証明が必要な人 ・同じ家に住む家族の人	名前と住所を証明する顔写真付きのもの	1枚 350円	①市民課 TEL:077-587-6086
印鑑登録証明書 ※車・土地・家などを買うときに使います。 ※初めて証明書をもらう時は登録が必要です。	印鑑（ハンコ）を押した時の形・名前・生年月日・住所。 ※押した印鑑が市役所で登録した印鑑を正しいものだと証明します。	・証明が必要な人	印鑑登録カード ※初めて証明書をもらう時は登録するために印鑑（ハンコ）と名前と住所を証明するものが必要です。	1枚 350円 ※登録にも350円必要です。	
戸籍の届書（出生届・婚姻届・離婚届）の記載事項証明	届出した書類のコピーに市長の印鑑を押した証明書。	・出生届は父か母 ・婚姻届・離婚届は夫婦のどちらか ※野洲市で出したものだけ申請できます。		1枚 450円	

◆税金に関する証明書

証明書の種類	何が書いてある？	申請できる人	必要なお金	どこに行けば良い？
所得証明書 課税証明書 非課税証明書	収入を証明する所得証明書。 住民税の金額を証明する課税証明書。 収入がなく、住民税がかかってないことを証明する非課税証明書。 必要な年の1月1日に住んでいたところでもらえます。	証明が必要な人 同じ家に住む家族の人	1枚350円	②税務課 TEL:077-587-6040 ③納税推進課 TEL:077-587-6013
納税証明書 ※ビザの更新や軽自動車の車検などに使います。	市の税金を払った証明書。	証明が必要な人 同じ家に住む家族の人	1枚350円	

5．税金について

◆税金について

・野洲市に住んでいる人は、次の税金を払う必要があります。

税金の種類	説明	どこに聞けば良い？
市民税	毎年１月１日に住んでいるまちに払います。 税金の金額は、前の年の１月１日から12月31日までの所得で決まります。	②税務課 TEL:077-587-6040 ③納税推進課 TEL:077-587-6013
固定資産税	毎年１月１日に、野洲市に土地や家を持っている人が払います。	
軽自動車税	毎年４月１日に、バイクや軽自動車を持っている人が払います。 車やバイクの登録や捨てる時、他の人にあげる時と、野洲市の外へ引っ越しをする時は、手続きをしてください。	
国民健康保険税	野洲市国民健康保険に入った人には国民健康保険税がかかります。国民健康保険税は保険に入っている家族の人数と家族の前の年の所得で決まります。支払いは家族の世帯主が全員の分を支払います。	

（国民健康保険については、７ページの【★国民健康保険に入る場合】を読んでください。）

納付書（税金を払う紙）が届いたら、野洲市にある銀行や、コンビニエンスストアで払ってください。（PayB、LINEPay、楽天銀行、PayPay などのアプリから、支払うこともできます。）

決められた日までに、払ってください。

決められた日までに、払えない理由があったら（例えば「仕事をやめた」とか「病気で働けないなど）早めに話をしに来てください。

税金を決められた日までに払わないと、税金のほかに「督促手数料」や「延滞金」がかかり、払う金額が増えます。

長い間、税金を払わなかったら、給料・預金・自動車などを、市が強制的にとることになりますので、気をつけてください。（「差押え」といいます。）

6．医療保険について

日本に住む人はみんな、医療保険に入ります。
医療保険に入ったら、健康保険証をもらえます。大事なものなので、大切にしてください。
病院に行ったときに、健康保険証を見せたら、病院のお金が安くなります。
医療保険に入った人は、保険料を払います。
保険料は、給料などによって決まります。
会社で働いている人は、会社の保険か、国民健康保険のどちらかに入ります。

【★国民健康保険に入る場合】
野洲市に住所を登録して、３ヶ月以上住む場合は、国民健康保険に入ります。
パスポートと在留カードを持って、保険年金課に来てください。
会社の保険に入る場合は、国民健康保険には入りません。
保険税を払うための紙が届いたら、書いてある日までに、野洲市役所・野洲市にある銀行・コンビニエンスストアで払ってください。
病気などで、保険税を払えない場合は、保険年金課に話をしに来てください。

質問できるところ：野洲市役所　④保険年金課　TEL：077-587-6081

7．年金について

日本に住んでいる、20歳から59歳の人はみんな、国民年金に入ります。
年金に入った人は、年金を払います。
年金を払った人は、年をとったときや、病気やけがで、体などに障がいが出たときなどに、生活のためのお金をもらうことができます。
どれくらいお金をもらうことができるかは、何年お金を払ったか等で決まります。
年金に入った人は、年金手帳をもらいます。大事なものなので、大切にしてください。
年金手帳をなくしたときは、市役所の保険年金課や、年金事務所で、もう一度作ることができます。
年金には、国民年金と厚生年金保険があります。
会社で働いている場合は、手続きを会社がしてくれることもあります。会社に聞いてください。
生活のお金が足りなくて、年金のお金を払うことができない人は、払わなくてもいいこともあります。保険年金課や、年金事務所などに相談してください。

質問できるところ：野洲市役所　④保険年金課　TEL：077-587-6081
草津年金事務所　TEL：077-567-2220

8．子どもを産んで、育てるとき

◆子どもができたとき

子どもができたら、健康推進課で、妊娠したことを伝えてください。「母子健康手帳」をもらうことができます。

病院に行くときに、母子健康手帳を持っていきます。母子健康手帳には、赤ちゃんを育てる時に注意することが書いてあります。

母子健康手帳をもらったら、病院に行って、健康かどうか調べる「妊婦健診」を受けましょう。

母子健康手帳をもらうときに、妊婦健診を安く受けることができる券をもらえます。

質問できるところ：

野洲市役所　健康推進課　TEL：077-588-1788（市役所から離れた別の場所にあります）

◆子どもが生まれたとき

子どもが生まれたときは、市役所で次の手続きをします。

手続きの種類	どんな手続き？	必要なもの	どこに聞けば良い？
出生届	４ページに書いてあります。		①市民課 TEL:077-587-6086
児童手当	日本で子どもを育てるための、お金がもらえます。 子どもが生まれた日から15日以内に手続きしてください。	・健康保険証 ・銀行の口座がわかるもの ・マイナンバーがわかるもの	⑬子育て家庭支援課 TEL:077-587-6884
福祉医療費助成	子どもが病院に行くときに、必要なお金が少なくなります。	・子どもの健康保険証	④保険年金課 TEL:077-587-6081

・子どものお母さんとお父さんが両方外国人のときは、次のことにも注意してください。

・子どもが日本で生まれても、日本国籍を持つことはできません。

・大使館か領事館に子どもが生まれたことを届出しなければなりません。

・出生届を市役所に出し、大使館か領事館へ届出を済ませた後、出入国管理局に書類を出して（生まれた日から30日以内に）、子どもの在留カードをもらいます。

必要な書類は出入国管理局へ聞いてください。

◆保育所と幼稚園について

小学校に入るまで、子どもは保育所や幼稚園に行くことができます。

	どんなところ？	どこに聞けば良い？
保育所	・親が働いているなどの子どもを、１日に８時間くらい預かります。 ・子どもが保育所に入るためには、いろいろな要件があります。	⑫こども課 TEL:077-587-6052
幼稚園	・３歳児から小学校に入るまでの子どもを預かります。 ・１日に４時間くらい子どもを預かります。	

３歳になったあと、次の４月１日を迎えたときからが、３歳児です。

・３歳までの子どもを保育所に預けるときは、お金がかかります。

・３歳児から５歳の子どもを、保育所や幼稚園に預ける時は、お金がかかりません。（給食などにはお金がかかります。）

・自分の子どもが保育所や幼稚園に入ることができるか、まずは市役所のこども課に聞きに来てください。

9．いろいろな　質問が　できるところ

野洲市に住んでいて、困ったことや、わからないことがあれば、なんでも聞きに来てください。

聞きたいこと	質問できるところ	電話番号
お金や仕事など、生活のことで困っているとき	⑤市民生活相談課	077-587-6063
生活するお金が足りないとき	⑥社会福祉課	077-587-6024
障がいがある人のためのサービスについて	⑦障がい者自立支援課	077-587-6087
災害（地震や大雨・強い風）について 安全に関することについて	⑧危機管理課	077-587-6089
住んでいる地域との交流や、自治会について コミュニティバスについて	⑨協働推進課	077-587-6043
小学校・中学校について	⑩学校教育課	077-587-6017
ごみの捨て方がわからないとき、犬を飼うとき	⑪環境課	077-587-6003
高齢者（年をとった人）のためのサービスについて	高齢福祉課	077-588-2337
保育所・幼稚園・学童保育所について	⑫こども課	077-587-6052
子どものためのお金（児童手当・児童扶養手当）について	⑬子育て家庭支援課	077-587-6884
子育てに悩んだとき	子育て支援センター	077-518-0830
子どもの予防接種や、自分の体の検査を受けるとき	健康推進課	077-588-1788
子どもや家族のことで相談したいとき	⑭家庭児童相談室	077-587-6140
本をよみたいとき	図書館	077-586-0218

※日本語が話せなくてもテレビ電話で通訳します。予約はいらないので安心して相談に来てください。

１０．その他の　野洲市の　連絡先

質問できるところ	電話番号
議会事務局	077-587-6034
監査委員事務局	077-587-6110
農業委員会事務局	077-587-6007
会計課	077-587-6042
みず事業所	077-589-6432
上下水道課	077-589-6433
地域医療政策課	077-587-8814
企画調整課・行財政改革推進室・文化施設再編推進室	077-587-6039
財政課	077-587-6069
広報秘書課	077-587-6036
総務課	077-587-6038
人事課	077-587-6088
人権センター	077-587-4533
人権施策推進課	077-587-6041
市民交流センター	077-589-5000
市民協働室	077-518-0556
地域安全センター	077-587-5963
地域生活支援室	077-587-6169
ふれあい教育相談センター	077-587-6925
発達支援センター	077-587-0033
学校給食センター	077-589-1011

質問できるところ	電話番号
地域包括支援センター	077-588-2337
ワクチン接種推進室	077-588-5007
介護保険課	077-587-6074
都市計画課	077-587-6324
住宅課	077-587-6322
道路河川課	077-587-6323
国県事業推進室	077-587-6068
河川防災ステーション推進室	077-516-4630
野洲クリーンセンター	077-588-0568
蓮池の里第二処分場	077-589-2117
農林水産課	077-587-6004
商工観光課	077-587-6008
企業連携戦略室	077-516-4588
教育総務課	077-587-6014
生涯学習課	077-587-6053
文化スポーツ振興課	077-516-4568
国スポ障スポ大会推進室	077-587-8813
スポーツ施設管理室	077-587-3477
文化財保護課	077-589-6436
教育研究所	077-587-6028
野洲文化ホール（シライシアター野洲）	077-586-0218

発行日　令和５年８月